

妊娠・出産、育児休業等に関する不利益取扱いやハラスメントについて

＜事業主からの不利益取扱い＞

妊娠・出産、育児休業等を理由とする解雇などの**不利益取扱い**は禁止されています。

- 育児休業を取得したら退職を強要された。
- 育児のための短時間勤務を取得したら正社員からパートになれと強要された。等

＜上司・同僚からのハラスメント＞

事業主は、妊娠・出産、育児休業に関する職場での**ハラスメント**の防止措置を講じなければなりません。

- 上司に妊娠を報告したところ、「他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない」と言われた。
- 育児休業の取得について上司に相談したところ、「男のくせに育児休業を取るなんてありえない」と言われた。等

相談窓口はこちら

香川労働局雇用環境・均等室
TEL：087-811-8924



<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/home.html>

令和5年12月作成

出生時育児休業（産後パパ育休）をご存じですか？

産 後 パ パ 育 休

対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
申出期限	原則休業の2週間前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就業することが可能※

※休業中の就業日数等には上限があります

出生時育児休業も育児休業給付（**出生時育児休業給付金**）の**対象**です。休業中に就業日がある場合には、就業日数が最大10日（10日を超える場合は就業している時間数が80時間）以下である場合に給付の対象となります。育児休業給付については**ハローワーク**にお問い合わせください。



香川県内ハローワーク一覧▲

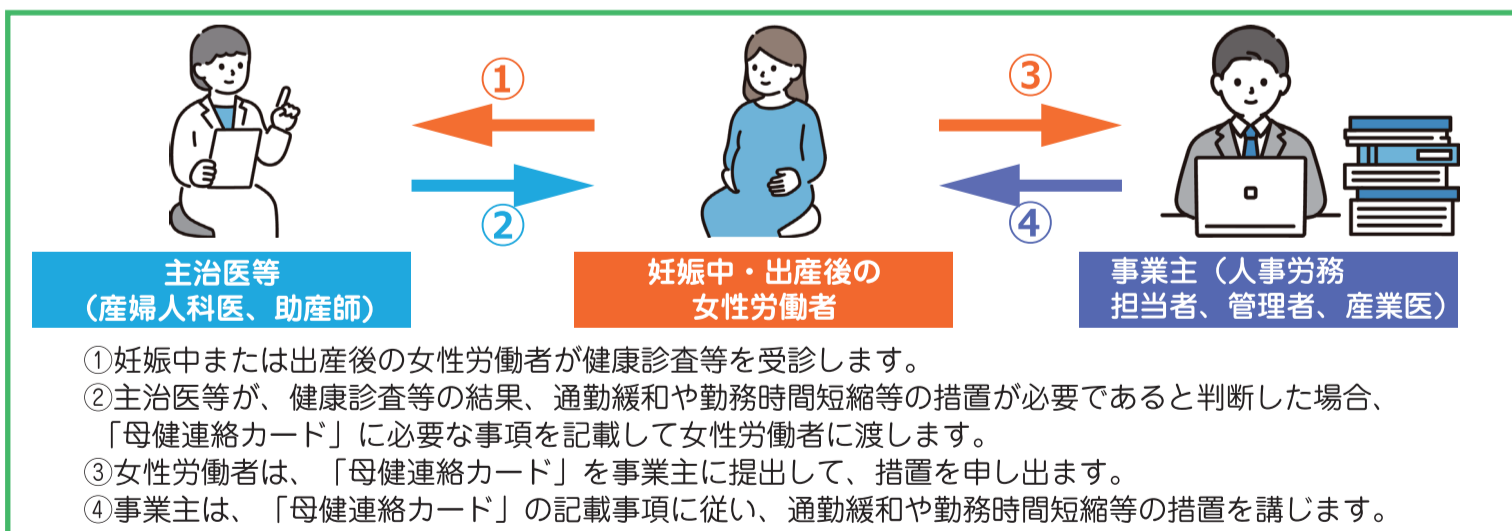
産後パパ育休の他にも通常の育児休業や看護休暇などを利用して仕事と子育ての両立を行いましょう！

厚生労働省 香川労働局



働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために 母性健康管理指導事項連絡カードを活用しましょう！

「母性健康管理指導事項連絡カード」（以下、「母健連絡カード」）は、妊娠中・出産後の女性労働者が妊婦健診等で主治医等から診断や指導を受けた場合、その内容（指導事項）を事業主に的確に伝えるためのツールです。事業主は母健連絡カードに記載された指導事項に基づき、適切な措置を講じる必要があります。



母健連絡カードは、ほとんどの母子健康手帳に掲載されています。

「働く女性の心とからだの応援サイト」のサイトからもダウンロードできます。

「働く女性の心とからだの応援サイト」

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/renraku_card/

スマートフォンの方はこちら▶

